

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

第164回国会において、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日法律第92号。以下「改正法」という。）が制定され、このうち宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の一部改正において、宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約の締結等の措置の有無等の説明等を義務付ける等の改正が行われたところです。

今般、改正法の一部の施行に伴い、宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関して売主等が講ずる措置の内容を定める必要があるため、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）について所要の改正を行うことを検討しています。

2. 改正の内容

宅地建物取引業法第35条第1項第13号に規定された宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関して売主等が講ずる措置の内容として、宅地建物取引業法施行規則に下記の内容を定めることとします。

- ① 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険
- ② 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任を負う者がその責任の履行について債務を負うこととなった場合の連帯保証の委託

3. 今後のスケジュール（予定）

- 公 布 平成18年12月 1日
- 施 行 平成18年12月20日